

改正案	現行
<p style="text-align: center;">地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱 令和3年3月31日 国住街第222号、国住市第155号 国土交通省住宅局長通知 <u>[最終改正 令和6年4月1日 国住街第174号、国住市第86号]</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略)</p> <p><u>五 地域防災力向上支援モデル事業</u> <u>この要綱において定めるところに従って実施される次に掲げる事業をいう。</u> <u>イ 狭あい道路の解消に向けて実施する次の(1)及び(2)に係るモデル性の高い事業（以下「狭あい道路情報整備モデル事業」という。）</u> <u>(1) 重点的に安全性を確保すべき地域（以下「重点地域」という。）及び重点的に拡幅等整備を行う路線（以下「重点路線」という。）を選定し、地域における狭あい道路の解消に向けた整備方針（以下「整備方針」という。）を策定するために要する調査・検討</u> <u>(2) 整備方針に沿った整備の実施に伴う地域コミュニティとの交渉・調整</u> <u>ロ イに掲げる事業の実施に関する事業として、次の(1)から(3)に掲げるもの</u> <u>(1) イに掲げる事業に係る評価・調査を行う事業（以下「評価・調査事業」という。）</u> <u>(2) イに掲げる事業に係る普及・広報を行う事業（以下「普及・広報事業」という。）</u> <u>(3) イに掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務</u></p>	<p style="text-align: center;">地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱 令和3年3月31日 国住街第222号、国住市第155号 国土交通省住宅局長通知 <u>[最終改正 令和5年3月31日 国住街第255号、国住市第116号]</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>を行う事業（以下「事務事業」という。）</u></p> <p><b>六</b> 基礎事業 次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。 イ～ニ（略）</p> <p><b>七</b> 事業主体 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。</p> <p><b>八</b> 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。</p> <p><b>九</b> マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。</p> <p><b>十</b> 建築物 第8号に掲げる住宅以外の建築物をいう。</p> <p><b>十一</b> 建築物等 第8号に掲げる住宅及び第10号に掲げる建築物をいう。</p> <p><b>十二</b> 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。</p> <p><b>十三</b> 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。</p> <p><b>十四</b> 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。</p>	<p><b>五</b> 基礎事業 次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。 イ～ニ（略）</p> <p><b>六</b> 事業主体 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。</p> <p><b>七</b> 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。</p> <p><b>八</b> マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。</p> <p><b>九</b> 建築物 第7号に掲げる住宅以外の建築物をいう。</p> <p><b>十</b> 建築物等 第7号に掲げる住宅及び第9号に掲げる建築物をいう。</p> <p><b>十一</b> 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。</p> <p><b>十二</b> 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。</p> <p><b>十三</b> 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。</p>

改正案	現行
<p><u>十五</u> 超高層建築物等 高さが60メートルを超える住宅若しくは建築物又は免震建築物である住宅若しくは建築物をいう。</p>	<p><u>十四</u> 超高層建築物等 高さが60メートルを超える住宅若しくは建築物又は免震建築物である住宅若しくは建築物をいう。</p>
<p><u>十六</u> 一時滞在施設 第<u>36</u>号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。</p>	<p><u>十五</u> 一時滞在施設 第<u>35</u>号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。</p>
<p><u>十七</u> 避難場所 第<u>36</u>号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。</p>	<p><u>十六</u> 避難場所 第<u>35</u>号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。</p>
<p><u>十八</u> 災害拠点病院等 平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院及び令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発0620第8号、障発0620第1号 災害拠点精神科病院の整備について」に基づく災害拠点精神科病院をいう。</p>	<p><u>十七</u> 災害拠点病院等 平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院及び令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発0620第8号、障発0620第1号 災害拠点精神科病院の整備について」に基づく災害拠点精神科病院をいう。</p>
<p><u>十九</u> 退避施設（受入スペース） 帰宅困難者、負傷者又は避難者を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。</p>	<p><u>十八</u> 退避施設（受入スペース） 帰宅困難者、負傷者又は避難者を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。</p>
<p><u>二十</u> 備蓄品 災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。</p>	<p><u>十九</u> 備蓄品 災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。</p>
<p><u>二十一</u> 防災備蓄倉庫 前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。</p>	<p><u>二十</u> 防災備蓄倉庫 前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。</p>
<p><u>二十二</u> 受入関連施設 災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型へ</p>	<p><u>二十一</u> 受入関連施設 災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型へ</p>

改正案	現行
<p>リコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設をいう。</p> <p><u>二十三</u> 耐震改修促進計画等 次のいずれかの計画をいう。 イ～ロ （略）</p> <p><u>二十四</u> 地域防災計画 災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。</p> <p><u>二十五</u> 都市再生安全確保計画等 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の15に規定する都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画をいう。</p> <p><u>二十六</u> 国土強靱化地域計画 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第13条に規定する国土強靱化地域計画をいう。</p> <p><u>二十七</u> 帰宅困難者 地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。</p> <p><u>二十八</u> 通常在館者 平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。</p> <p><u>二十九</u> 緊急輸送道路 地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。</p> <p><u>三十</u> 避難路 地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。</p> <p><u>三十一</u> 避難地</p>	<p>リコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設をいう。</p> <p><u>二十二</u> 耐震改修促進計画等 次のいずれかの計画をいう。 イ～ロ （略）</p> <p><u>二十三</u> 地域防災計画 災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。</p> <p><u>二十四</u> 都市再生安全確保計画等 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の15に規定する都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画をいう。</p> <p><u>二十五</u> 国土強靱化地域計画 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第13条に規定する国土強靱化地域計画をいう。</p> <p><u>二十六</u> 帰宅困難者 地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。</p> <p><u>二十七</u> 通常在館者 平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。</p> <p><u>二十八</u> 緊急輸送道路 地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。</p> <p><u>二十九</u> 避難路 地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。</p> <p><u>三十</u> 避難地</p>

改正案	現行
<p>地域防災計画に位置付けた避難地をいう。</p> <p><u>三十二</u> 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。</p> <p><u>三十三</u> 密集市街地 次に掲げる要件に該当する市街地をいう。 イ～ロ (略)</p> <p><u>三十四</u> 浸水想定区域等 水防法(昭和24年法律第193号)第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域若しくは同法第14条の3の高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域をいう。</p> <p><u>三十五</u> 長周期通知 平成28年6月24日付国住指1111号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について(技術的助言)」をいう。</p> <p><u>三十六</u> 協定 帰宅困難者又は避難者(以下この号において「帰宅困難者等」という。)の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者等の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者等の誘導の方法を含む帰宅困難者等の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。</p> <p><u>三十七</u> 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)をいう。</p> <p><u>三十八</u> 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p><u>三十九</u> ZEH水準</p>	<p>地域防災計画に位置付けた避難地をいう。</p> <p><u>三十一</u> 避難路沿道等 避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。</p> <p><u>三十二</u> 密集市街地 次に掲げる要件に該当する市街地をいう。 イ～ロ (略)</p> <p><u>三十三</u> 浸水想定区域等 水防法(昭和24年法律第193号)第14条の洪水浸水想定区域、同法第14条の2の雨水出水浸水想定区域若しくは同法第14条の3の高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域をいう。</p> <p><u>三十四</u> 長周期通知 平成28年6月24日付国住指1111号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について(技術的助言)」をいう。</p> <p><u>三十五</u> 協定 帰宅困難者又は避難者(以下この号において「帰宅困難者等」という。)の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者等の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者等の誘導の方法を含む帰宅困難者等の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。</p> <p><u>三十六</u> 評価方法基準 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)をいう。</p> <p><u>三十七</u> 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p><u>三十八</u> ZEH水準</p>

改正案	現行
<p>強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>四十 ZEB水準</u> 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>四十一 狭あい道路</u> <u>建築基準法第42条第2項若しくは第3項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。</u></p> <p><u>四十二 指定道路図</u> <u>建築基準法施行規則第10条の2第1項に規定する指定道路図をいう。</u></p> <p><u>四十三 指定道路調書</u> <u>建築基準法施行規則第10条の2第1項に規定する指定道路調書をいう。</u></p> <p>第3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項第1号から第7号までの事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適用するものでなくてはならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 建替えに関する事業</p> <p>イ 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」<u>又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域</u></p>	<p>強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>三十九 ZEB水準</u> 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項第1号から第7号までの事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適用するものでなくてはならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 建替えに関する事業</p> <p>イ 建替え後の住宅は、原則として土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 <u>(新設)</u> 外に存すること。</p>

改正案	現行
<p><u>（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）</u>」外に存すること。</p> <p>ロ～ニ （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>8 第1項第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>18</u>号に規定する特定建築物であること。</p> <p>三 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>9～14 （略）</p> <p>15 第1項第1号から第14号までの事業は、令和<u>8</u>年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。</p> <p>第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項第1号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 令和<u>8</u>年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。</p> <p>七 （略）</p>	<p>ロ～ニ （略）</p> <p>3～7 （略）</p> <p>8 第1項第9号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>16</u>号に規定する特定建築物であること。</p> <p>三 （略）</p> <p><u>四 リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、事業主体は国に改修内容等の情報を提供すること。</u></p> <p>9～14 （略）</p> <p>15 第1項第1号から第14号までの事業は、令和<u>6</u>年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。</p> <p>第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 前項第1号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 令和<u>6</u>年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。</p> <p>七 （略）</p>

改正案	現行
<p>第5 一時避難場所整備緊急促進事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時避難場所整備緊急促進事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 令和<u>8</u>年3月31日までに着手(基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。)された事業であること。</p> <p>七 (略)</p> <p><u>第6 地域防災力向上支援モデル事業の実施</u></p> <p><u>1 地方公共団体は、狭あい道路情報整備モデル事業として第2第5号イに掲げる事業を実施することができる。</u></p> <p><u>2 狭あい道路情報整備モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</u></p> <p><u>一 狭あい道路情報整備モデル事業を実施する地方公共団体において指定道路図及び指定道路調書を公開していること(ただし、事業主体が特定行政庁以外の市町村の場合にあつては、管轄の特定行政庁において当該市町村内の指定道路図及び指定道路調書が公開されていること)</u></p> <p><u>二 地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を選定し、整備方針を策定した上でこれらを公表すること</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第2第5号ロ(1)に掲げる評価・調査事業、同(2)に掲げる普及・広報事業及び同(3)に掲げる事務事業を実施することができる。</u></p> <p><u>一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること</u></p> <p><u>二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること</u></p> <p><u>三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること</u></p>	<p>第5 一時避難場所整備緊急促進事業の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一時避難場所整備緊急促進事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 令和<u>6</u>年3月31日までに着手(基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。)された事業であること。</p> <p>七 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>と</u></p> <p><u>4 前3項に掲げる事業は、令和8年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。</u></p> <p>第7 補助金交付対象事業 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一～三 (略)</p> <p><u>四 地域防災力向上支援モデル事業</u> <u>地方公共団体が行う狭あい道路情報整備モデル事業並びに民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業</u></p> <p>第8 国の補助 1～3 (略)</p> <p><u>4 国は、地方公共団体が行う地域防災力向上支援モデル事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し補助することができる。</u></p> <p><u>5 国は、民間事業者等が行う地域防災力向上支援モデル事業に係る評価・調査事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助することができる。</u></p> <p><u>6 国は、民間事業者等が行う地域防災力向上支援モデル事業に係る普及・広報事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助することができる。</u></p> <p><u>7 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び地域防災力向上支援モデル事業に係る事務事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助することができる。</u></p> <p>第9 監督等 国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は</p>	<p>第6 補助金交付対象事業 補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一～三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7 国の補助 1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8 監督等 国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は</p>

改正案	現行
<p>必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>第10 運営  地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u>  <u>第1 施行期日</u>  <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2 経過措置</u>  <u>この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>第9 運営  地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>